

報 告 第 6 号

令和5年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書について
令和5年度富士見市水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法
(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条
第3項の規定により報告する。

令和6年6月4日提出

富士見市長 星 野 光 弘

令和5年度富士見市水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左
						企 業 債
資本的支出	建設改良費	老朽管更新事業費	163,837,000	62,181,460	9,684,820	0
		浄水場改良費	324,323,600	23,100,000	301,223,600	0

事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国庫補助金	そ の 他	損 益 勘 定 留 保 資 金			
0	0	9,684,820	91,970,720	0	(1) 南畑橋水管橋耐震補強実施設計 業務委託 関係機関との協議・調整に時間を要 したことに伴う履行期間延長 (6月28日までの95日間の延長)
0	0	301,223,600	0	0	(2) 水谷浄水場No.2配水ポンプ更新 工事 配水ポンプについては、受注生産で あり、製作に時間を要したことに伴う 工期延長 (10月31日までの230日間の延長) (3) 東大久保浄水場県水直送管整備 工事 使用材料である不断水割丁字管 (φ1000mm)については、受注生産 であり、製作に時間を要したことに伴 う工期延長 (12月20日までの273日間の延長)